

令和3年（ワ）第11934号 損害賠償請求事件

原告 2名

被告 国

令和5年3月20日

大阪地方裁判所 第3民事部合議3係 御中

準備書面（6）

上記当事者間にかかる御庁頭書事件について、原告らは下記のとおり弁論を準備する。

原告ら 訴訟代理人

弁護士 川村真文

記

被告第4準備書面に対する反論は、別紙の通りである。

被告の主張を前提とすれば、国や地方公共団体が、正当な理由なく親子分離を行い、面会・通信も認めず、親子関係を完全に断絶しても、条約違反にならないければ、憲法違反にもならないことになる。そのような立場が、児童の権利を守る児童の権利条約や、基本的人権の保障（憲法11条）を規定する憲法の解釈としてあり得ないことは明らかである。